

## 正副議長記者会見について

### 1 新型コロナウイルス感染症への対応について

- これまで、本市議会では、市当局の担当部局が職務に専念し、新型コロナウイルス感染症への対応が迅速にできるよう、協力を行ってきた。
- このような中、1月13日、大阪府に緊急事態宣言が発出されたことを受け、同日付で、堺市議会業務継続計画、いわゆる議会BCPに基づく「堺市議会災害対策会議」を設置し、2月10日には、2月定例会の議事運営等について協議を行うため、会議を開催した。
- 今期定例会においては、特に、新型コロナウイルスワクチン接種に向けて担当部局が鋭意準備を進める中、ワクチンに関して気にならない議員はまずいないというところであるが、当該業務が集中するこの時期に、48名の議員がそれぞれに大綱質疑をはじめとする会議に係る質疑やヒアリングを行うことで、市民の命にかかわるワクチン接種業務に支障が生じることはぜひとも避けなければならないと考え、新型コロナウイルス感染症及びワクチン接種担当所管に対して、本会議、常任委員会、そして分科会を含む予算審査特別委員会においては、新型コロナウイルス感染症及びワクチン接種等に関する質疑・質問は行わない扱いとした。
- 議会としては、今後も引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、必要な協力を行うとともに、議会としての役割を果たしていく。
- なお、「堺市議会災害対策会議」については、2月28日をもって、大阪府を対象区域とする緊急事態宣言が解除されたことを受け、3月1日に廃止した。

### 2 定例会の総括について

- 今期定例会は2月17日から本日3月26日までの38日間の会期で開催した。
- 市長から提出された案件は、人事案件を含め、計57件を可決した。
- 議員提出議案は、条例・規則は「堺市議会委員会条例の一部を改正する条例」等6件を可決し、決議・意見書等は「竹山修身前市長の選挙資金問題等調査特別委員会の調査報告書」等、計6件を可決した。

#### 【令和3年度各会計当初予算及び関連議案について】

- 3月1日に令和3年度予算審査特別委員会を設置し、付託された各会計当初予算等13件について、3月15日まで審議を行い、本日、可決した。
- 令和3年度各会計当初予算は、総額7,601億円で対前年度比0.4%の減となっており、「新型コロナウイルス感染症対策」、「セーフティネットを守り、地域経済を支える」、「将来の税源涵養に繋がる投資の呼び込み」の3つの重点取り組みの実現に向け編成された予算と

なっている。

- 本市の財政状況は、新型コロナウイルス感染症の影響により、個人市民税や法人市民税といった市税収入が減少するなど、非常に厳しい状況にある。また、経常収支比率も100%を上回る状況にあり、財政の硬直化が大変懸念されるところである。
- このような状況の中、本市では、堺財務戦略を策定し、今後の歳入歳出のあり方を示し、基金と市債の残高目標を設定されているが、本市特有の傾向や特徴を検証した上での戦略が必要であると考えている。
- 我々議会としても、二元代表制としての権能と監視機能をこれまで以上に発揮し、引き続き真摯で活発な議論を重ねていきたいと考えている。
- なお、議案第1号「令和3年度堺市一般会計予算」を予算審査特別委員会で可決した際、本議案に対する付帯決議として、
  - ① 堺市立児童自立支援施設基本計画の中止の判断にあたっては、本市の長期的な児童福祉、社会的養護の充実の視点に立ち、修徳学院において寮を増設する効果を最大限発揮できるよう慎重に判断を行うこと。
  - ② 修徳学院における寮の増設費用および運営費用の負担にあたっては、法令やこれまでの経緯に照らしながら大阪府と十分に協議し、適正かつ公正なものとなるよう努めること。
  - ③ 修徳学院への事務委託にあっても、堺市立児童自立支援施設基本計画に記載された3つの基本方針「一人ひとりの課題に応じた指導・支援ができる体制づくり」、「地域とつながりのある施設運営」、「退所後の地域生活における受入環境と支援体制の構築」について、その目的が達成できるよう取り組むこと。を求める内容の決議が全会一致で可決された。

#### 【堺市区政策会議に関する条例】

- 本条例は、区民等の意見を反映しつつ、区ごとの実情及び特性に応じた政策形成を進め、もって特色ある区行政の実現に資するため、区における区政策会議の開催等に関する基本的事項を定めることを目的に制定するもの。
- 本条例は、本会議や、3月18日の市民人権委員会において議論を重ね、本日の本会議において可決した。
- また、本条例を市民人権委員会で可決した際、本条例に対する付帯決議として、
  - ① 会議を運用するにあたっては、本庁と区役所の連携及び役割分担並びにこれを前提とした区役所の分掌事務を十分念頭に置き、実施すること。
  - ② 会議を運用するにあたっては、区の主体性を重視しつつ、自治の主役である区民のニーズを的確にとらえ、真に区民が必要としていることに関する議論や区民がサービスの受け手に留まらず、自ら担い手になる観点からの議論などが幅広く行われるようにすること。
  - ③ 会議での議論に際しては、効率的かつ効果的な会議運営の観点から、これまでの区役所における検討成果を活用するとともに、議論内容を着実に施策等に反映していくなど、会議の実効性の担保を図ること。
  - ④ 会議の形態及び構成については、柔軟に考えることとし、各区の特性等に応じて運用すること。また、その構成の如何に関わらず、適宜、各校区自治連合会や各種活動団体等

域の方々との意見交換に努めること。

- ⑤ 本条例の運用においては、二代表制の一翼を担う議事機関である議会との調整を怠らないこと。

を求める内容の決議が全会一致で可決された。

#### 【議員提出議案について】

##### (堺市議会委員会条例の一部を改正する条例(オンラインによる方法での委員会参加))

- 本条例は、新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点等から、委員会を招集する場所に参集することが困難な委員について、いわゆるオンラインによる方法によって委員会に参加させることができる出席の特例について規定するために改正を行うもの。
- 本議案は、2月17日の本会議において可決された。

##### (堺市歯科口腔保健推進条例)

- 本条例は、本市の歯科口腔保健の推進に関し、市の責務等を明らかにし、本市における歯科口腔保健の推進に関する施策の基本的な事項を定めるとともに、市民一人ひとりが歯科疾患の予防に取り組むことにより、その生涯にわたって健康の保持及び増進に資することを目的に制定するもの。
- 本議案は、本会議や、3月22日の健康福祉委員会の審議を経て、本日の本会議で可決された。

##### (堺市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例、堺市議会議員の議員報酬の特例に関する条例及び堺市議会政務活動費の交付の特例に関する条例)

- まず、「堺市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例」について、大阪維新の会堺市議会議員団から提案されたもので、議員報酬について、議会運営委員会正副委員長、常任委員会正副委員長及び特別委員会正副委員長の報酬に係る規定を廃止するもの。
- 本議案は、本日の本会議に提案され、議論を行った結果、否決された。
- 次に、「堺市議会議員の議員報酬の特例に関する条例」について、議会議員の議員報酬の減額を行うために、2件の議案が提案されたもの。
- 議員提出議案第5号は、大阪維新の会堺市議会議員団及び長谷川議員から提案されたもので、議員報酬について、令和3年4月1日から令和5年4月30日までの議員任期中の間、月額10%減額するもの。
- 議員提出議案第8号は、公明党堺市議団、自由民主党・市民クラブ及び堺創志会から提案されたもので、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間、議会運営委員会正副委員長、常任委員会正副委員長及び特別委員会正副委員長の報酬月額を、議会議員の報酬月額、つまり、正副議長以外の議員の報酬月額は78万円としており、さらに正副議長はじめ全議員の議員報酬を月額5%減額するもの。
- 2つの議案は、それぞれ本日の本会議に提案され、議論が行われた。先に採決を行った大阪維新の会堺市議会議員団及び長谷川議員から提案された、議員提出議案第5号は否決され、続いて採決を行った公明党堺市議団、自由民主党・市民クラブ及び堺創志会から提案された、

議員提出議案第8号が可決された。

- 次に、「堺市議会政務活動費の交付の特例に関する条例」について、公明党堺市議団、自由民主党・市民クラブ及び堺創志会から提案されたもので、議会議員の政務活動費の交付額を、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間、月額5%減額するもの。
- 本議案は、本日の本会議に提案され、議論を行った結果、可決された。
- なお、可決した2条例（議員提出議案第7号「堺市議会政務活動費の交付の特例に関する条例」、議員提出議案第8号「堺市議会議員の議員報酬の特例に関する条例」）の施行により削減した予算並びに令和3年度及び令和4年度の2年度における議員の国内外の視察旅費にかかる予算を合わせた約1.1億円を、新型コロナウイルス感染症対策強化に関する本市独自の政策等に有効に活用していただきたい旨を市長に強く要望する、「新型コロナウイルス感染症対策強化および行財政改革推進に関する要望決議」案が、公明党堺市議団、自由民主党・市民クラブ、堺創志会及び長谷川議員から提案され、本日の本会議において可決された。

#### 【竹山修身前市長の選挙資金問題等調査特別委員会の調査報告について】

- 本件は、平成29年9月24日執行の堺市長選挙にかかる選挙運動に関する収入及び支出の報告が公職選挙法の本旨にのっとり適正に行われていたか調査するため、令和元年6月21日に調査特別委員会、いわゆる百条委員会が設置された。この間、竹山修身氏、選挙運動費用の出納責任者である阪本圭氏への証人尋問、また関係人に請求した記録等に基づき、約一年半にわたり調査が行われ、令和3年1月26日の委員会において調査報告書が取りまとめられ、同日議長に提出された。
- 2月17日の本会議において、百条委員会委員長より、本委員会の調査によって、平成29年9月24日執行の堺市長選挙の選挙運動費用収支報告書の記載内容の真実性及びこれに関連する竹山修身前堺市長の市長選に係る選挙運動費用にまつわる疑惑について、ごく一部であるが、真相が解明できたことにより、堺市選挙管理委員会の選挙事務に係る行政の適正な執行の道筋が確保できたものと評価するとの調査結果が報告され、本件は全会一致で可決された。

#### 【全会一致の決議・意見書について】

- 今期定例会で可決した決議・意見書は5件である。
- このうち、全会一致で可決された意見書は以下の3件である。

「悪質商法による消費者被害をなくすために、特定商取引法・預託法の改正及び執行強化を行い、契約書面等の電子化にあたっては拙速な導入を避け、慎重な検討を求める意見書」

「性犯罪に関する刑法改正を求める意見書」

「性教育の充実を求める意見書」

#### 4 記者からの質問に答えて

Q 議長の立場でどこまで発言できるかと思うが、議長に伺いたい。一般会計予算で付帯決議が付いたが、(決議中に) ①・②・③とあり、特に②の運営費用のところではいろいろ議論されたと思う。特に地財法違反の指摘などあったが、この予算案の付帯決議についてどのようにとらえているか。費用負担の経緯がある話で、堺市の負担が過大ではないか。

A 市長が提案されている件であり、大分遑らないといけないが、様々な経過があったことはご存じかと思う。今回提案されている内容について、市民の一部の方々からの様々な意見や、また署名活動等もお聞きをしている。その中で、私ども各議員も立場は変われど、真に青少年にとって何が一番良いのかということを考えてことから、このような付帯決議が提出されたと考えている。私自身はフラットな立場であり、意見はある程度制限されるが、市内への設置という件は、一旦市長からの提案は取り下げられている現状を見て、大阪府の運営費用の負担分にあっては、堺の子どもということだけではなく、真に子どものため、しっかりと費用負担がいかされるものとなるということが一番の願いである。そこからの議員一人ひとりの議論であったかと思うが、しっかりと今後進めていく中で、市民、一部の皆様からの意向、意見、お気持ちも察しながら、これで終わりではなく、これからも議論を進めてまいる。

Q 全てではなく一部の議論を聞いてであるが、全額負担というあたりが、皆さんの引っかかっていたところか。

A 様々な議論があった、そういう議論の中で、その気持ちはわからないではないが、逆に言えば、以前の計画していた市内施設においても、そこに線引きというのは非常に難しく、市内の子どもだけという線を引くのはいかながなものかと個人的には感じている。市長から提案された件について、真摯に議論が進められた中、しっかりと効果的なものにしていく。そして修徳学院の状況もしっかりと私どもも拝見させていただき、それでよいのかどうか、市民の方々から意見もいただきながら、継続して見ていくべきと考えている。

Q 議論の集約というのはどういうふうになるか。市長の記者会見では一定のところでは報告というふうになるという話もしていたと思うが、議会としては、何らかの機会では説明を受けてということになるのか。

A 一旦、重要な3点を付帯決議として、私たちの集約として付けさせていただいて可決している。その方向で進めていただくということである。

Q 今回の議会の前に堺市長が財政の危機宣言を出されて、市民の方の中には混乱された部分もある一方で、より堺市の議会とかに関心を持つ方もある程度いたかと思うが、この宣言を受けての議会運営・予算づくりということで、どのようなあたりを重点的に取り組まれたか、そもそも宣言自体の受け止めに正副議長に伺いたい。

A (議長)

市長が替わられて約 1 年、今回の宣言は本格的に危機的だという改めての宣言だと受け止めている。その中で各所管、市長も優先順位をつけてシーリングをかけるなど、上程されるまでもシビアな観点でこの予算を編成したと聞いている。その中で私たちも現場の様々な状況を見ながら、上程案について、しっかりと効果的なのか、不要なものは不要なものである、効果が弱いものはさらにどうすべきかということも議論した。宣言が宣言に留まらないように私たち議会としての監視の役割を果たしていきたいと思っている。プラス、削減されたもの、逆に言えば、今回見直しをされて、拡充もなく削減された部分は、今後市民の現場の状況も、私たちの現地調査も含めて、調査する中で、削減された部分には支障が出ていないのか、これからの財政を見る中でそこをどうしていくのかということも真剣に、私たちも調査を含めて検討していきたいと思っている。

(副議長)

削減するものと廃止するものを、今、市長はその状況で進めていると思うが、市民が必要なのは削減したり、削ることはどうしても難しいと思うので、その辺、よく熟考していただき、本当に要らないものはバツサリとやめるとか、代替案を出して、代わりにこれをすればいいのではないかというものを構築していくなど、それを考えていかなければならないときにきていると思う。市長もたぶん隅から隅まで頭にあるわけではなく、市の理事者等に頼んでいる面も多々あると思うので、その辺を今後見つめなおして、少しでも早く良い形にもっていくように努めているのではないかと思う。

(議長)

加えて、経常収支比率の100%超えというのは、非常に厳しいものだと考えている。堺の現状は厳しいが、5年先、10年先の堺を考えたときに、市民にとってサービスが向上し、少しでも夢のあるものにならないといけないが、100%を超えているため、義務的経費を多く要し、投資ができないというところを、副議長の話にもあったが、シビアに見ていく面もあるが、しっかりと堺の将来を見据えながら、というところは忘れてはいけないと思っている。